

生活新体制實踐要

(1) 結婚ニ就テ

① 見合——自宅若シクハ是ニ準ズル所ヲ選ビ

絶對ニセザルコト

② 結納——儀禮ノ程度トシ最高百圓ニ限リ結

③ 式服——式服ハ團服制服等ヲ利用シ得ル場

毛簡素ナル一着ニ限リ花嫁ハ留袖

生活新体制實踐要項

(1) 結婚ニ就テ

- ① 見合——自宅若シテハ是ニ準ズル所ヲ選ビ簡素ヲ旨トシ高價ヲ厭ミヤ麗麗ハ絶對ニセザルコト
- ② 結納——儀禮ノ程度トシ最高價ニ限リ結納金ハ二割程度トス
- ③ 式服——式服ハ洋服制等ヲ利用シ得ル場合ハ必ズ之ニ依リ然ラザル場合モ簡素ナル一着ニ限リ花嫁ハ留袖以下トシ花婿ハ不履ニ儀禮章振袖細帯胸模樣等ハ全廢ス

- ④ 支度——花嫁花婿長最高單帽一掠夜具一組トス
- ⑤ 葬式——神社家庭又ハ公共ノ場所ヲ主トシ簡素嚴肅ニ行ヒ式ハ土人披露ヲ通ジ一日限リトシ十二時前ニ終リスルモノトス但シ一方客ニ於テ舉式スルモ可ナリ

- ⑥ 披露宴——可成小範圍ヲ原則トシ簡單ナル小宴(料理代ハ一人當リ四圓以下トシ酒ハ一人二合ヲ限度トス)ニ止メ引物ハ絶對ニ廢止ス土人披露ハ式後ニ行ヒ簡便ハ基要ノ程度トス
- ⑦ 婚姻届——結婚式場ア提前ノ人印捺持參、署名捺印ノ上作製スルコト

(2) 出産其ノ他ニ就テ

- ① 出産祝——精進ヲ主トシ可成物品ヲ用ヒ近親者ノミニ於テ簡素ニ行フコト出行前七夜祭(ハラバシ餅等)全廢スルコト
- ② 節句——鯉、雛飾、鰯、鰯等ハ全廢トシ祝ハ内職ノ程度トスルコト
- ③ 誕生祝其ノ他——個人間ノ贈答儀等其ノ他形式ノモノハ全廢スルコト其ノ他其ニ止ムヲ得ザルモノト雖モ金錢又ハ實用品ヲ以テスルコト
- ④ 多留産後等——米餅ヲ以テスルコトハ全廢スルコト

(3) 葬祭ニ就テ

- ① 死亡通知——可成電報電話等ヲ以テシ使フ以テスル場合ハ一人ニ限ルコト
- ② 葬儀——送葬飯ハ全廢トス但シ遠來ニ合葬者ニシテ食事ヲ要スルモノニ粗飯ヲ供スルハ此ノ限ニ非ズ酒ハ全廢トシムヲ得ザル場合ニ於テモ湯酌酒、精進落ヲ通ジ三升以下トス、精進落ハ精進上ノ程度ニ止ムルコト建夜ノ慶應ハ茶菓ノ程度トスルコト、拂日三日ノ料理ハ簡素トシ台引ハ全廢トスルコト、香奠返シ及ビ禮狀ハ全廢スルコト
- ③ 花輪、香料——花輪及供物等ハ全廢トシ香料ハ體ヲ失セザル程度ニ節減スルコト
- ④ 法要——簡素ヲ旨トシ引物ハ全廢スルコト簡便ハ廢シ寺院ニ對シテ謝禮ハ金錢ヲ以テスルコト

(4) 入營、應召ニ就テ

- ① 帳其ノ他——帳ハ絶對ニ立タザルコト
- ② 歡迎門及萬國旗ハ之ヲ廢止シ門口ノ國旗ニ止ムルコト
- ③ 入營應召兵持參ノ國旗ニハ寄附ヲ爲サザルコト(國旗ノ往來ヲ傷ムルタメ)
- ④ 土産物——村內及親類ト雖モ土産物ヲシキ物ハ絶對ニ配ラザルコト

(5) 宴應

- ① 出發ノ前夜——組內ハ可成小範圍、饗宴程度ニ止メ、勉メテ賀素ヲ旨トスルコト
- ② 出發當日——當日ノ祝酒ハ御禮酒ニ止ムルコト
- ③ 歸還當夜——出發前夜ニ於ケル饗宴ニ同ジ

(6) 其ノ他ニ付テ

- ① 食料品ヲ以テスル贈答ハ絶對ニ避ケ、金錢又ハ實用品ヲ以テ換アル方法ニ依ルコト

(7) 實行方法

- ① 本決議ヲ實踐スル爲メ本村ニ實行委員會ヲ設ケ
- ② 村長ヲ委員長トシ村會議員、常設委員ヲ以テ委員トス
- ③ 各字內班長ヲ實行班長トス
- ④ 本決議事項ノ實踐ニ際シハ先づ實行班長ニ於テ趣旨ヲ徹底シ期シ疑問事項ニ就テハ常設委員ト協議ノ上決定セラルコト
- ⑤ 村外トノ交渉ニ當リテハ事前ニ相手方ノ趣旨ヲ求メ必ズ實行ヲ期スルコト
- ⑥ 本決議ノ實行其ノ他諸會合等ニ當リテハ特ニ時間ノ遵守ヲ期スルコト

昭和十六年一月十六日決定

磐田郡上淺羽村

「生活新体制實踐要項」(本書 111 号)

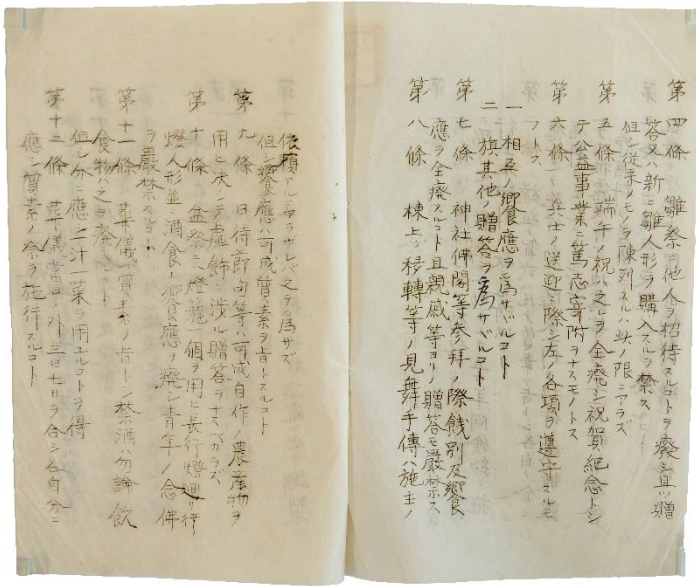
一 生活 歴史学において最も難しいテーマの一つ

歴史学、中でも文献史学にとつて、過去の生活の様子を知る、ということはとても困難です。

それはなぜかと言いますと、日々の生活を細かく書き残す人はあまりいないからです。稀に、原敬など、日々の事細かな日記を記している人もいますが、それはやはり特殊例でしょう。

生活の様子を伝える史料は、外国から来た人や、遠くから来た人が、その土地の様子を珍しがって色々書き残す、といった形で記されます。

例えば、外国から来た人々による日本の記録から幕末明治期を描いた渡辺京二『逝きし日の面影』（平凡社ライブラリー、二〇〇五年、初出一九



【写真1】『五ヶ年儉約施行明細』（本書338号）

九八年）が、そうした史料を用いた代表的なものです。そうした史料がなければ、細かな史料一つ一つから、参考になる情報を抜き出して、生活の様子を復元する、という方法が最も確実です。ただこれは、膨大な史料を集めて、

気が遠くなる時間をかけて研究する必要があります。先に見た外国の人による記録を使う手法も、とんでもない量の調査、事実関係の確認が必要ですが、細かな史料から、というのは、それ以上に恐ろしい作業です。

それだけに、細かな史料から組み立てられた研究は貴重な成果です。例えば、奈良時代の食生活に関するものですが、関根真隆『奈良朝食生活の研究』（吉川弘文館、一九六九年）が、まさにそうした研究です。

その他にも一つ（実際には他にも色々手法はありますが）、禁令や規制の史料から、生活の様子を探る方法もあります。

どうするかというと、儉約令などで、生活の様式を変えるように通達があったとします。具体的に、こういうの禁止、儉約しなさい、と言っているわけですが、「ご飯を食べるときに宙に浮かんではいけません」とか、「仕事に間に合わないからと言って、音速を超えて走ってはいけません」とか、「二日に食べる釘の量は四百本までにしましょう」とか、実際に行なわれていない生活を禁止、規制することはありえませんが、

つまりは、禁令や規制に書かれている禁止事項は、それが実際に行なわれているから禁止されているのです。なので、その禁制の逆を読み取れば、もちろん完全ではないですが、おおよその生活の様子が分かる、という訳です。

その方法を用いると、例えば、明治末における浅羽の生活といったものも推測できます。その場合に使っているのは、明治四十三年（一九一〇）の大洪水に伴って作成された『五ヶ年儉約施行明細』という史料です【写真1】。

五ヶ年儉約施行明細

第一 条 明治四十三年八月大洪水ノ為メ古今未曾有ノ被害ニ遭遇シ、全ク納税ノ資力モ失セシ窮境ニ陥リ、之レガ救済ノ一助トシテ五ヶ年間儉約ノ施行上、本細則ヲ設クル所以ナリ。

第二 条 縁組ノ賀式ハ凡テ質素ヲ旨トシ、各自ノ分ニ応シ之ヲ

施行シ、翌日隣家一門ヲ招待シ、或ハ披露

酒料ヲ呈スルコトアルベシ。字内披露及青年披露等ハ翌年一月
新年宴会ノ節、酒料ヲ差出スコト。

第三 条 出儀及七夜祝ハ之レヲ廃スルコト。但、最モ厚縁者ニ
限り出儀餅ヲ贈ルコトヲ得。

第四 条 雛祭ニ他人ヲ招待スルコトヲ廃シ、且ツ贈答又ハ新ニ
雛人形ヲ購入スルヲ禁ス。但シ従来ノモノヲ陳列スルハ此ノ限
ニアラズ。

第五 条 端午ノ祝ハ之レヲ全廃シ、祝賀紀念トシテ公益事業ニ
篤志寄附ヲナスモノトス。

第六 条 兵士ノ送迎ニ際シ、左ノ各項ヲ遵守スルモノトス。
一 相互ノ饗応ヲ為サバ^レルコト。

二 旗其他ノ贈答ヲ為サバ^レルコト。

第七 条 神社仏閣等参拝ノ際餞別及饗応ヲ全廃スルコト。且親
戚等ヨリノ贈答モ嚴禁ス。

第八 条 棟上^ゲ移転等ノ見舞手伝ハ施主ノ依頼アルニアラザレ
バ之ヲ為サズ。

但シ饗応ハ可^レ成質素ヲ旨トスルコト。

第九 条 日待節句等ハ可^レ成自作ノ農産物ヲ用ヒ決シテ虚飾ニ
渉ル贈答ヲナスベカラズ。

第十 条 盆祭ニハ灯笼一個ヲ用ヒ、長行燈廻リ行燈人形並ニ酒
食ノ饗応ヲ廃シ、青年ノ念仏ヲ嚴禁スルコト。

第十一 条 葬儀ハ質素ヲ旨トシ、禁酒ハ勿論飲食物ハ之ヲ廃スル
コト。

但シ分ニ応シ一汁一菜ヲ用ユルコトヲ得。

第十二 条 葬儀当日ノ外三日・七日ヲ合シ各自分ニ応シ質素ノ祭

ヲ施行スルコト。

但シ餅類ハ一切廃止スルコト。

第十三 条 演劇諸興業其他有益ナラサル觀覽ハ之レヲ行ハザルコ
ト。

第十四 条 猥リニ料理店及飲食店ヘ立寄、無益ノ酒食ヲナスヲ禁
ズ。

第十五 条 虚餅ニ渉ル被服及履物ヲ用ユルヲ禁ズ。

『^{墨書}但シ』在来ノ分ハ此ノ限りニアラズ。

第十六 条 賭博及類似ノコト嚴禁スルコト。

第十七 条 諸勸化・物貰等一切断ルベキコト。

但シ部落界ニ表示スルコト。

第十八 条 五ヶ年俟約ノ掛札ハ一定ニ之ヲ調整シ各戸ニ配『^{墨書}布』
スルコト。

但シ代価ハ各自ノ負担タルベキコト。

第十九 条 本細則ハ自今五ヶ年間確守スルコト。

附 則

本細則ハ^(一九二)明治四十四年四月ヨリ施行ス。

右細則ハ^(一九二)明治四十四年四月十一日各常設委員立会之上協定ス。

^(一九二)明治四十四年四月十一日 磐田郡西浅羽村村長鈴木好述

明治四十三年（一九一〇）の大水害は、八月に二つの台風が起こした大水害で、関東地方では「関東大水害」とも呼ばれています。静岡県下、遠州でも甚大な被害をもたらした大災害です。静岡県では、その翌年、明治四十四年（一九一〇）八月にも、台風による大水害が起こりました。

私は、明治四十三・四十四年の大水害は、明治期における袋井地域の災害の中でも特に重要なものだと考えているので、よく講座で取り上げ

ていたのですが、直近の講座の台本は、今確認したら四十七ページありまして、紹介しでしたら脱線が甚だしいことになってしまっていますので、今回はここまでにします。そのうちまとめたいですね。

さて、この『五ヶ年儉約施行細則』の内容を見てみると、第一条に大水害からの復興のため、生活の様々なことについて儉約をしよう、と書いてあります。以下はその細目です。

その儉約規則の逆、あるいは儉約を取った内容を考えることで、明治四十三年（一九一〇）の大洪水直前までの、西浅羽村の生活風景が想像できます。左に書き上げてみましょう。

①縁組みのお祝いとして、縁組みの翌日に隣家一門を招待し、披露宴を行う。お酒がけっこう多く出たらしい。

②出儀（詳細不明／祝儀か）及び七夜の祝いでは出儀餅を出す。

③ひな祭りには広く人を招き、贈答行事を行う。

④兵士（出征者）の送迎の際には饗応をし、旗その他の贈答を行う。

⑤神社仏閣などに参拝する時に、餞別や饗応をする。

⑥棟上げや引っ越しなどの見舞や手伝いを皆で行い、そのお礼に饗応をする。

⑦日待節句（特定の十干十二支の日を待つ講／要するに酒盛りです）には、自分のところで作った作物以外に、よそから農作物を沢山買ってきて、宴会をする（『五ヶ年儉約施行細則』に、わざわざ「可成自作ノ農作物ヲ用ヒ」と書いてあることから、よそから買ってくることに意味があったように思います）。

⑧盆祭りには、長行燈・廻り行燈・人形を用い、酒食の饗応を行い、青年が念仏を唱える。

⑨葬儀ではお酒や食べ物が沢山出る。

⑩葬儀は当日以外にも、外三日・七日など、多く催しを行う。そこで

は餅が重要な役割を果たしていた。

⑪演劇やその他諸興業が村の娯楽だった。

⑫料理店・飲食店の利用が盛んだった。

⑬被服・履き物のおしゃれが人気だった。

⑭賭博が人気だった。

⑮勸進などが盛んに行われていた。

なんでもない、普通の暮らしのように思える項目もありますが、そうした情報が読み取れる根拠資料がある、というだけでも、随分心強いです。

で、この要領で、昭和戦時期の生活を読み取ってみようというわけです。使うのは、昭和十六年（一九四一）一月十六日の上浅羽村「生活新体制実践要項」です（本書六六八頁など参照）。

生活新体制実践要項

(1) 結婚ニ就テ

① 見合——自宅若シクハ是ニ準ズル所ヲ選ビ簡素ヲ旨トシ

高価ナ服装ヤ饗応ハ絶対ニセザルコト

② 結納——儀礼ノ程度トシ最高百円ニ限り結納返シハ結納金ノ二割程度トス

③ 式服——式服ハ団服制服等ヲ利用シ得ル場合ハ必ズ之ニ依リ然ラザル場合ニモ簡素ナル一着ニ限り花嫁ハ留袖以下トシ花婿ハ平服ニ儀礼章振袖襷袴胸模様等ハ全廃ス

④ 支度——花嫁花婿共最高箆一棹夜具入一組トス

⑤ 挙式——神社家庭又ハ公共ノ場所ヲ主トシ簡素厳肅ニ行

ヒ式ハ土人披露ヲ通ジテ一日限リトシ十二時前ニ終了スルモノトス但シ一方宅ニ於テ挙式スルモ可ナリ

⑥ 披露宴——可成小範圍ヲ原則トシ簡單ナル小宴（料理代ハ一人当リ四円以下トシ酒ハ一人二合ヲ限度トス）

ニ止メ引物ハ絶対ニ廃止ス土人披露ハ式後ニ行ヒ饗応ハ茶菓ノ程度トス

⑦ 婚姻届——結婚式場デ媒酌人印鑑持参、署名捺印ノ上作製スルコト

(2) 出産其ノ他ニ就テ

① 出産祝——精神ヲ主トシ可成物品ヲ用ヒズ近親者ノミニ於テ簡素ニ行フコト出行餅七夜餅（ハラバタ餅）等全廃スルコト。

② 節句——幟、雛飾、破摩弓等ハ全廃トシ祝ハ内祝ノ程度トスルコト

③ 誕生祝其ノ他——個人間ノ贈答農禱其ノ他形式的ノモノハ全廃スルコト其ノ他真ニ止ムヲ得ザルモノト雖モ金銭又ハ実用品ヲ以テスルコト

④ 多留歳暮等——米餅ヲ以テスルコトハ全廃スルコト

(3) 葬祭ニ就テ

① 死亡通知——可成電報電話等ヲ以テシ使ヲ以テスル場合ハ一人ニ限ルコト

② 葬儀——送葬飯ハ全廃トス但シ遠来ノ会葬者ニシテ食事ヲ要スルモノニ粗飯ヲ供スルハ此ノ限ニ非ズ、酒ハ全廃トシ止ムヲ得ザル場合ニ於テモ湯棺酒、精進落ヲ通ジ三升以下トス、精進落ハ精神上ノ程度ニ止ムルコト速夜ノ饗応ハ茶菓ノ程度トス

ルコト、払日三日ノ料理ハ簡素トシ台引ハ全廃トスルコト、香典返シ及ビ礼状ハ全廃スルコト

③ 花輪、香料——花輪及供物等ハ全廃トシ香料ハ礼ヲ失セザル程度ニ節減スル事

④ 法要——簡素ヲ旨トシ引物ハ全廃スルコト尚配リ餅ハ廃シ寺院ニ対スル謝礼ハ金銭ヲ以テスルコト

(4) 入営、応召ニ就テ

① 幟其ノ他——幟ハ絶対ニ立タザルコト

歡迎門及万国旗ハ之ヲ廃止シ門口ノ国旗ニ止ムルコト入営応召兵持参ノ国旗ニハ寄書ヲ為サザルコト（国旗ノ尊嚴ヲ傷クルタメ）

② 土産物——村内及親類ト雖モ土産物ヲシキ物ハ絶対ニ配ラザルコト

(5) 饗 応

① 出発ノ前夜——組内ハ可成小範圍、隣家程度ニ止メ、勉メテ質素ヲ旨トスルコト

② 出発当日——当日ノ祝酒ハ御神酒ニ止ムルコト

③ 帰還当夜——出発前夜ニ於ケル条項ニ同ジ

(6) 其ノ他ニ付テ

① 食料品ヲ以テスル贈答ハ絶対ニ避ケ金銭又ハ実用品ヲ以テ換フル方法ニ依ルコト

(7) 実行方法

① 本決議ヲ実践スル為メ本村ニ実行委員会ヲ置ク
村長ヲ委員長トシ村會議員、常設委員ヲ置ク各字内班長ヲ実行班長トス

② 本決議事項ノ実践ニ際シテハ先ヅ実行班長ニ於テ趣旨ノ徹底ヲ期シ疑問事項ニ就テハ常設委員ト協議ノ上決定スルコト

③ 村外トノ交渉ニ当リテハ事前ニ相手方ノ諒解ヲ求メ必ズ実行ヲ期スルコト

④ 本決議ノ実行其ノ他諸会合等ニ当リテハ特ニ時間ノ励行ヲ期スルコト

(一九四一)
昭和十六年一月十六日決定

磐田郡上浅羽村

けつこう長い史料ですが、読み取れる生活の様子を左に書き上げてみます。項目に分かれていますので、それを踏まえつつ――。

(1) 結婚について

① 見合――自宅で行なう場合もあったようだが、しかるべき席を設けて行なうことが多かったようだ。見合いも着飾って行ない、饗応もされた。

② 結納――具体的な金額は不明だが、高額にする例もあったようだ。結納返は結納金の何割くらい、という相場があり、それは二割よりも多かったらしい。

③ 式服――振り袖を着る例が多かったのだろうか。控えめな衣装で、女性なら留め袖、といったところか。男性は正装に儀礼章を付けるケースがあったらしい。

④ 支度――嫁入り道具、婿入り道具、といったところか。花嫁・花婿ともに、簞笥一棹以上、夜具一組以上。

⑤ 挙式――神社家庭その他で挙式。地域の人に披露を行なった。数日行なつて、深夜十二時以降まで披露をする場合もあったようだ。

⑥ 披露宴――料理、引き出物など。料理代は四円以上、酒は二

合以上出たらしい。披露宴後に地域の人たちに披露を行ない、饗応を行なった。

⑦ 婚姻届――昭和十六年（一九四一）以前のことはよく分らないが、この「生活新体制実践要項」では、結婚式場で、媒酌人が印鑑を持参し、署名捺印の上作成した。

(2) 出産その他

① 出産祝――近親者のみならず、より広い範囲から贈り物をした。出行餅・七夜餅（ハラバタ餅／この名称は七夜餅のみにかかるのだろうか？）を食べた。

② 節句――幟・雛飾り・破魔弓などを飾り、内祝のほか、広い範囲にお裾分けをした。

③ 誕生祝その他――贈答行事を行なった。農禱など、服装で何らかの表示をしてお祝いをしたらしい。

④ 多留歳暮等――多留は詳細不明だが、米餅を歳暮に贈ったらしい。

(3) 葬儀

① 死亡通知――電報や電話で報せることもあったが、使によって報せることが多かったらしい。複数の使が走ったようだ。

② 葬儀――葬儀飯を出した。遠来の会葬者には特別に食事を出したようだ。酒は湯棺酒、精進落で出された。双方あわせて三升以上は出たようだ。特に精進落は盛大に飲んだのだろう。逮夜の饗応を行なった。払日三日の料理を行なった（これは盛大に行なったのだろうか）。払日三日の料理では「台引」（「台引」というと膳の下に敷く紙のことだが、ここで

は「台引物」＝贈り物であろう）が出された。香典返しと礼状があった。

③ 花輪、香料——花輪、香料が出された。

④ 法要——引出物が出た。配り餅が配られ、寺院に対しては金銭でない謝礼も行なわれた。

(4) 入営、応召

① 幟その他——幟を立てる。

歓迎門を建て、万国旗を出す。門口に国旗を立てる。入営応召兵持参の国旗に寄せ書きをする。

② 土産物——（帰還兵は）村内の親類や親しい人などに土産物を配った。

(5) 饗応

① 出発の前夜——組内で饗応。

② 出発当日——祝い酒。

③ 帰還当夜——出発前夜と同様。

(6) その他

① 食料品の贈答が多かった？

読み取りにくいところもありますが、おおよそ右のようになりますでしょうか。

結婚式の献立については、昭和六年（一九三二）の長溝のものを、本書「食」に入り込む戦争」の項で紹介しています。また、入営、応召については、本書「兵の見送りと帰還」の項も御参照ください。

二 貯蓄、そして体力

昭和十三年（一九三八）二月二十二日付け「庶乙第六三号 分会總會

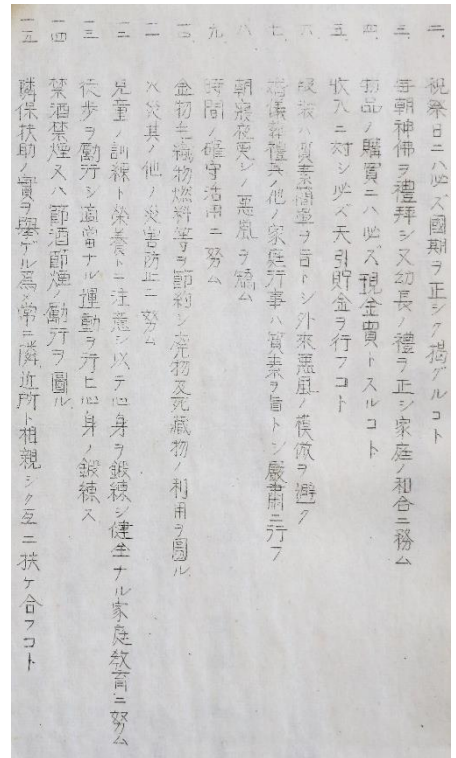
並ニ婦人報国強調週間ニ関スル件」は、愛国婦人会西浅羽村分会の活動に関するものです【写真2】。その中の、「実践事項」の箇所を見てみましょう。

(前略)

実践事項

- 一、 毎朝皇太神宮ヲ遙拝シ皇室ノ御安泰ヲ祈リ奉ル。
- 二、 祝祭日ニハ必ズ国期^(旗)ヲ正シク掲グルコト。
- 三、 毎朝神仏ヲ礼拝シ、又幼長ノ礼ヲ正シ、家庭ノ和合ニ務ム。
- 四、 物品ノ公売ニハ必ズ現金買トスルコト。
- 五、 収入ニ対シ必ズ天引貯金ヲ行フコト。
- 六、 服装ハ質素簡單ヲ旨トシ外来悪風ノ模倣ヲ避ク。
- 七、 婚儀葬礼其ノ他ノ家庭行事ハ質素ヲ旨トシ厳肅ニ行フ。
- 八、 朝寝夜更シノ悪風ヲ矯ム。
- 九、 時間ノ確守活用ニ努ム。
- 一〇、 金物、毛織物、燃料等ヲ節約シ、廃物及死蔵物ノ利用ヲ図ル。
- 二、 火災其ノ他ノ災害防止ニ努ム。
- 三、 児童ノ訓練ト栄養トニ注意シ、以テ心身ヲ鍛鍊シ、健全ナル家庭教育ニ努ム。
- 三、 徒歩ヲ励行シ、適當ナル運動ヲ行ヒ、心身ノ鍛鍊ス。
- 四、 禁酒禁煙又ハ節酒節煙ノ励行ヲ図ル。
- 五、 隣保扶助ノ実ヲ挙ゲル為メ常ニ隣近所ト相親シク互ニ扶ケ合フコト。

(後略) ㊦



【写真2】婦人報国強調週間
「実践事項」(本書39号)

大体は「生活新体制実践要項」の内容とも重なりますでしょうか。
項目五で、貯金、ということを行っています。表なので省略しましたが、引用箇所の後ろの「三、婦人報国強調週間実施事項」という項には、昭和十三年(一九三八)三月九日・十日を「愛国貯金ノ日」とし、「非常時経済政策へノ努力」として「愛国貯金ノ奨励・愛国貯金組合ノ結成」を行なう、と書かれています⁽⁵⁾。

日中戦争、アジア・太平洋戦争期の日本では、戦争財政の財源の七割強は国債(戦時国債)によって賄われていました。で、金融機関の預貯金が増大すれば、金融機関による公債購入が増大し、……というわけで、戦費のために貯蓄を殖やせ、と政府は国民に言っていたわけですね。

また、一二で「児童ノ訓練ト栄養トニ注意シ、以テ心身ヲ鍛錬シ、健全ナル家庭教育ニ努ム」、一三で「徒歩ヲ励行シ、適当ナル運動ヲ行ヒ、心身ノ鍛錬ス」と言っています。何やら随分体育会系ですね。

昭和十九年(一九四四)十二月二十二日付け「大周第三三九号 神饌料送付ニ関スル件」裏書には、物理的に断片的な史料のため、全体像は不明ですが、なんらかの訓練に関する記述があります。

(表面と上下転倒)
一、参加者ハ大施前、曉天駟歩等ヲ行ヒ、体操ノ終了後防空訓練其他適当ナル演練ヲナシ自己体力ノ増強ニ努ムルコト

ホ、海上ハ清潔□保ツ□キコト

ヘ、喫煙ハ指定ノ場所テ行フコト

(三)指導者

イ、指導者ハ卒先□□ 実ヲ示スコト

ロ、指導者ハ参加者ニ対シ戦時下国民体力ノ重要性ト一日ノ生活ノ出発デアルコトノ認識ヲ与ヘルコト

ハ、指導者ハ健民部等^下打合せ、別紙実施案例ニツキ適宜按配シ指導方法ヲ立案スルコト

ニ、指導者ハ予メ体操参加^可能者ノ調査ヲナシ出席表等ヲ作製ス

(以下糊付により開披不能、判読不能)

「⁽⁶⁾

体操とか何とか、色々体育会系な文言が書かれています。が、(三)指導者の口に「戦時下国民体力ノ重要性」とあるように、全体としては、戦時下には国民の体力増強が重要で、という内容が書かれているようです。

本書「戦争の時代のこどもたち」の項でも少し触れていますが、昭和戦時期、軍にとっては、兵士の確保のため、乳幼児死亡率の減少と、国民の体力増強が喫緊の課題でした。

陸軍は、昭和六年(一九三一)六月十九日閣議で、寺内寿一陸相が「壮丁体位」の低下傾向を指摘、その対策として「保健国策」樹立と「衛生省」設置を要求しました。これが昭和十三年(一九三八)一月十一日の厚生省設立の発端となりました⁽⁶⁾。兵士としての優秀性のための「体位」「体力」を求めたわけですね。

「健兵健民」政策を提唱する小泉親彦が厚相に就任した一九四一年夏以降、厚生行政の中で「健兵健民」が重点的に推進されるようになりました。

昭和十七年（一九四二）の「健民運動」は結核対策、乳幼児死亡率の低減に重点を置いたもので、同時に、保健医療関係者の国家目的に向けての動員や、その他さまざまな法的・行政的措置が含まれていました⁽²⁾。

小泉の政策が本格的に具体化したのは昭和十七年（一九四二）八月に閣議決定した「結核対策要綱」あたりからで、昭和十八年度からは、健民修練が始まりました。健民修練は、結核対策要綱に基づいた体力検査で「筋骨薄弱」とされた者を「健民修練所」に収容、その日常生活を徹底的に管理し、「体力」の向上を図る、という、なんとも恐ろしいプログラムです。一般国民の体力管理手段として、特に昭和十七年（一九四二）以降、体育に重要な役割が付与されるようになっていました⁽³⁾。

右に見た史料で、「鍛錬」とか「体操」、「戦時下国民体力」などとあるのはそうした事情です。昭和十三年（一九三八）二月二十二日付け「庶乙第六三号 分会總會並ニ婦人報国強調週間ニ関スル件」の方では、まだ小泉厚相時代ではないので、そこまで体力関係は徹底していないはずですが、愛国婦人会は、日露戦後に出された「愛婦平和時不要論」に対抗するために、満州事変後、清浦奎吾や下田歌子らが中心となって「婦人報国運動実効要目」まとめ、リーフレットに印刷して各支部に送付しています⁽⁴⁾が、そうした経緯の中で、より軍の思惑に近い活動になっていた、ということでしょうか。

昭和十六年（一九四二）十月二十九日付け「西浅羽村国民学校・青年団聯合陸上運動会開催案内」などは、時期的にも、体育に力を入れ始めた時期のもので、国の政策とも関わってくるものかと思えます。

拝啓時下中秋ノ砌愈々御清穆奉賀候。陳者来ル十月三十一日（雨天順延）午前八時ヨリ、国民学校、青年団聯合陸上運動会ヲ国民学校々庭ニ於テ開催可レ致候条、斯道御奨励ノ思召ヲ以テ御臨席ノ栄ヲ賜り度、右御案内申上候。

敬 白

（一九四二）
昭和十六年十月二十九日

（静岡県磐田郡西浅羽村国民学校長印）
西浅羽村国民学校長 金原 進（印）

西浅羽村青年団長 金原 進（印）

（西浅羽青年団／長之印）

（手書）
『桑原太代治』殿

追曰 時局柄昼食ノ用意ハ無レ之ニ付、為レ念申添候。⁽⁵⁾

ただ、内容を見ると、一朝一夕で準備できるものでもなさそうなので、小泉厚相就任以前から、体育、体力増進は強く言われていたのかと思います。

本項で見た史料だけでは、当時の生活はよく分からないかと思えますが、それでも、時代を流れる雰囲気は感じていただけたのではないのでしょうか。

- (7) 明治四十四年(一九一一)四月十一日付け「五ヶ年儉約施行細則」(浅羽一色自治会文書近代四六七)。本書三三八号。
- (8) 土田宏成・吉田律人・西村健 編著『首都圏史叢書⑧ 関東大水害——忘れられた1910年の大災害』(日本経済評論社、二〇二三年)。
- (9) 土田宏成『災害の日本近代史 大凶作、風水害、噴火、関東大震災と国際関係』(中公新書、中央公論新社、二〇二三年)。
- (10) 高木敬雄「浅羽の用悪水と河川改修」(浅羽町史編さん委員会編『浅羽町史 通史編』浅羽町、二〇〇〇年)。
- (11) 高木敬雄「浅羽の用悪水と河川改修」(前掲注3参照)。
- (12) 昭和十六年(一九四一)一月十六日「生活新体制実践要項」(丸野勝太郎家文書近代一一)。本書一一一号。
- (13) 昭和十三年(一九三八)二月二十二日付け「庶乙第六三号 分会總會並ニ婦人報国強調週間ニ関スル件」(「文書綴」長溝自治会文書近代八の内)。本書二九号。
- (14) 昭和十三年(一九三八)二月二十二日付け「庶乙第六三号 分会總會並ニ婦人報国強調週間ニ関スル件」(前掲注6参照)。
- (15) 関野満夫「日本の戦費調達と国債」(『経済学論纂(中央大学)』第六〇巻第二号、二〇一九年)六九—七四頁。
- (16) 昭和十九年(一九四四)十二月二十二日付け「大周第三三九号 神饌料送付ニ関スル件」(山梨役場文書二四八七)。本書二七七号。
- (17) 高岡裕之「戦時動員と福祉国家」(『岩波講座 アジア・太平洋戦争 3 動員・抵抗・翼賛』岩波書店、二〇〇六年)一二四頁。
- (18) 高岡裕之「戦時動員と福祉国家」(前掲注10参照)一二五頁。
- (19) 高岡裕之「戦時動員と福祉国家」(前掲注10参照)一三一頁。
- (20) 高岡裕之「戦時動員と福祉国家」(前掲注10参照)一三二頁。
- (21) 碓夕記「少女たちの戦時体験—愛国婦人会と愛国子女団を中心に—」(『大阪人権博物館紀要』一一、二〇〇九年)二九—三二頁。日露戦争によって存在と活動が認知された愛国婦人会に対して、戦後にその活動が下火となっていく中で、「愛婦平和時不要論」が出されたことについては、碓論文二八頁を参照。
- また、愛国婦人会に対する同時代の批判については、伊藤康子「地域女性史からみた愛国婦人会」(『中京女子大学研究紀要』三一、一九九七年)が詳しい。

- (22) 昭和十六年(一九四一)十月二十九日付け「西浅羽村国民学校・青年団聯合陸上運動会開催案内」(「文書綴」長溝自治会文書近代一四の内)。本書一五五号。
